

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20210201	ジョイワーク株式会社 （法人番号 9180001074265）代表 者小川さおり	愛知県春日井市下条町3 丁目639番地	本社営業所	愛知県春日井市下条町3 丁目639番地	輸送施設の使用停止 （20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条	令和2年7月2日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2
2	20210201	有限会社愛河興業(法人 番号6180002074226) 1 代表者鵜飼朋祐	愛知県犬山市字高根洞6- 1	土岐営業所	岐阜県土岐市下石町字西 山304-636	輸送施設の使用停止 （20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第2号	令和2年2月21日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(4)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(5)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号)	16	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20210201	有限会社愛河興業(法人番号6180002074226) 代表者鵜飼朋祐	愛知県犬山市字高根洞6-1	本社営業所	愛知県小牧市大字本庄字塚本153番1	輸送施設の使用停止(140日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和2年1月22日、令和2年2月13日、令和2年2月21日、令和2年7月30日及び令和2年8月11日、死亡事故を引き起こしたこと等を端緒として、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行記録計による記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	16	14
4	20210201	リープ工業株式会社(法人番号7190001018545) 代表者石川稔	三重県四日市市桜新町二丁目94番地3	本社営業所	三重県四日市市桜新町二丁目94番地3	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年7月1日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(6)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)、(7)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
5	20210201	大宝運輸株式会社(法人番号2180001037542) 代表者小笠原忍	愛知県名古屋市中区金山5-3-17	四日市支店	三重県四日市市河原田町字溝東1077-10,字畔道1045-6	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年7月21日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
6	20210201	株式会社アテナ急送(法人番号8200001018930) 代表者神谷博幸	岐阜県関市千疋991-2	本社営業所	岐阜県関市千疋991-2	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年8月28日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5
7	20210201	株式会社アキライン(法人番号7200001016720) 代表者高木明	岐阜県安八郡輪之内町里372番地の1	本社営業所	岐阜県安八郡輪之内町里字鍋弦372番地の1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年7月31日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	2	2
8	20210201	有限会社竹内商事(法人番号6200002013528) 代表者竹内保	岐阜県安八郡神戸町大字下宮301-8	本社営業所	岐阜県安八郡神戸町大字下宮301-8	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年6月23日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
9	20210201	北陸トラック運送株式会社(法人番号1210001003525) 代表者水島正芳	福井県福井市上細江町20字1番地	本社営業所	福井県福井市上細江町20字1-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年6月29日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	2	2
10	20210201	株式会社アイエンタープライズ(法人番号7220001018351) 代表者吉田克也	愛知県小牧市外堀三丁目34番地	名古屋営業所	愛知県小牧市外堀三丁目34	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和2年8月25日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
11	20210202	春野物流株式会社(法人番号1080401010820) 代表者鈴木孝典	静岡県浜松市天竜区春野町気田1015-2	袋井営業所	静岡県袋井市村松2131-5	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年6月22日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	4	4
12	20210202	虎己輸送有限公司(法人番号9200002012956) 代表者林聖己	岐阜県大垣市草道島町481	本社営業所	岐阜県大垣市草道島町字南出口481	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年7月30日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
13	20210203	株式会社HOTREX(法人番号5180301020550) 代表者長谷正宜	愛知県豊田市丸山町三丁目47-1	本社営業所	愛知県豊田市丸山町三丁目47-1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年7月7日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
14	20210208	持山配送株式会社（法人番号3080001005285） 代表者渡邊恵美子	静岡県静岡市葵区千代1-8-10	本社営業所	静岡県静岡市葵区千代1-8-10（千代字大場360-1）	輸送施設の使用停止（90日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年2月27日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。17件の違反が認められた。（1）乗務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、（2）健康診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、（3）整備管理者の選任解任届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）、（4）定期点検未実施（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）、（5）点検整備記録簿等の記録保存義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）、（6）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項）、（7）点呼の記録記載事項不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、（8）乗務等の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、（9）乗務等の記録記載事項不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、（10）運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、（11）運転者台帳の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、（12）運転者台帳の記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、（13）運転者に対する指導監督義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、（14）特定の運転者に対する指導義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、（15）特定の運転者に対する運転適性診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、（16）運行管理規程の記載事項不適切（貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項）、（17）運行管理者の選任解任届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条）	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
15	20210217	株式会社フジワラ・サービス(法人番号4180001063735) 代表者藤原義朗	愛知県北名古屋市長成寺ツナギ畑51	本社営業所	愛知県北名古屋市長成寺ツナギ畑51	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和2年9月2日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
16	20210217	有限会社尾濃運輸(法人番号9180002077408) 代表者浦前育睦	愛知県一宮市西萩原字下出9番地の1	本社営業所	愛知県稲沢市祖父江町大字祖父江字中沼11番1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和2年8月28日、無免許運転及び公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(6)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
17	20210218	日本運輸株式会社(法人番号4180001046962) 代表者森野堅一郎	愛知県名古屋市中港区明正一丁目338番地の1	弥富営業所	愛知県弥富市稲荷二丁目28番地1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年9月3日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
18	20210218	マルト運輸株式会社 (法人番号 8080001019256) 代表 者渡辺 三夫	静岡県焼津市田尻北1406 番地の1	本社営業所	静岡県焼津市田尻北1406 番地の1	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和2年2月25日及び令和2年6月16日、監査方 針に基づき、監査を実施。8件の違反が認めら れた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4 項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項 不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第5項)、(5)乗務等の記録記載事項不備(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運 行記録計による記録不実記載(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者台帳の 作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第9条の5第1項)、(8)運転者台帳の記載事 項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第9条の5第1項)	7	7
19	20210218	株式会社藤一商事(法 人番号1160001018611) 代表者藤江龍弥	三重県四日市市日永西5 丁目7番25号	三重営業所	三重県いなべ市員弁町大 字大泉新田字南八畝割 590番地2	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和元年12月2日及び令和2年1月14日、監査 方針に基づき、監査を実施。12件の違反が認め られた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4 項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並び に第3項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、 (4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計に よる記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第9条)、(6)事故の記録記載事項不備 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の 2)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8) 運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者 台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)特定の運 転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11) 一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第23条第1項)、(12)事業報告書 及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送 事業法第60条第1項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20	20210225	愛西運輸株式会社(法人番号6180001131606) 代表者 正村嘉良	愛知県名古屋市区比良4丁目396番地	本社営業所	愛知県名古屋市区稲生町2丁目39番地の2	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和2年9月25日及び令和2年10月5日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
21	20210225	有限会社平山産業(法人番号3190002006957) 代表者 禎清彦	三重県鈴鹿市安塚町1744	本社営業所	三重県鈴鹿市稲生塩屋1-7-16	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年7月29日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(8)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者の選任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(15)自動車事故報告書未届出(貨物自動車運送事業法第24条)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
22	20210225	有限会社三重油送(法人番号6190002007192) 代表者杉野隆文	三重県津市河芸町西千里1409番地1	津営業所	三重県津市白塚町5302-2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年8月26日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。